

条例改正関係 新旧対照表

(令和 8 年 8 月定例県議会 建設常任委員会)

議案第 12 号

熊本県景観条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県景観条例(昭和62年熊本県条例第7号)新旧対照表

旧	新
(適用除外) 第9条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、第7条第1項に規定する行為以外の行為及び次の各号に掲げる行為とする。 (1)～(3) (略) 2 (略)	(適用除外) 第9条 法第16条第8項第12号の条例で定める行為は、第7条第1項に規定する行為以外の行為及び次の各号に掲げる行為とする。 (1)～(3) (略) 2 (略)